



ケミカルマテリアルジャパン 2025

製品化学物質情報伝達の要点と新たな動向

(医療品、食品など直接摂取するものは除く)



一般社団法人産業環境管理協会
化学物質総合管理部門
技術顧問

佐竹 一基

一般社団法人産業環境管理協会

当説明内容は発表者の知見、認識に基づいたものであり、特定の会社、公式機関の見解等を代弁するものではありません。法規制の正式名称、解釈は必ず原文を参照してください。

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved

1

〇〇〇 一般社団法人産業環境管理協会 Japan Environmental Management Association for Industry

化学物質情報伝達の種類とステージ（日本の場合）

- **法律で規定されている** 
 - SDS・ラベル：化管法、安衛法、毒劇法で規定
JIS改訂作業中、年度内に発行？ GHS改訂第9版準拠
 - マニフェスト・(WDS)：廃掃法
廃棄物に対する情報伝達
- **法律で規定されていない（代表例）** 
 - IMDS&GADSL：自動車の世界共通情報伝達システム
 - chemSHERPA：電気電子及び電気を使う一般工業製品
まあ、ガラパゴス
 - **二つとも関係するサプライチェーン全体に及び**
 - **個別の情報伝達もまだまだ残っている**

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved

2

化学物質情報伝達の種類とステージ（輸出入時）

● 輸入時

- SDS・ラベル
日本語！ 

● 輸出時（欧州を例に）

- SDS・ラベル：REACH規則、CLP規則
欧州の規則に則った表示と輸出先国での言語での表記 
- 成形品に対して相手国の規制を満たすための情報要求
日本ではほぼない
- REACH規則では、成形品にSVHC 0.1wt%以上含有の
場合川下への情報伝達義務
- RoHS指令、ELV指令でも含有規制物質がある
指令を満たしている宣言とその根拠が必要

海外の規制なのになぜデータが必要か

● RoHS指令の場合

- 適合宣言書を作成 10年保管 
- 技術文書を作成
- 参照規格：EN IEC 63000:2018

● REACH規則の場合

- 成形品中に認可対象候補物質（SVHC）が0.1wt%を超えて含有される場合、川下ユーザーや消費者に対して、下記のような**情報伝達義務**がある
- 成形品を安全に使用するための情報（少なくとも物質名）を川下ユーザーに提供しなければならない 
- 消費者から要望があった場合には、その成形品を安全に使用するために十分な情報（少なくとも物質名）を45日以内に提供しなければならない

〇〇〇 一般社団法人産業環境管理協会 Japan Environmental Management Association for Industry

サプライチェーン上の情報伝達

```

graph LR
    RA[原料A] --> BA[部品A]
    RB[原料B] --> BA
    RB --> BB[部品B]
    RA --> BC[部品C]
    RC[原料C] --> BF[部品F]
    RD[原料D] --> BF
    RE[原料E] --> BF
    BF --> BD[部品D]
    BG[部品G] --> BD
    BH[部品H] --> BE[部品E]
    BA --> AA[Ass'y A]
    BB --> AA
    BC --> AA
    BD --> AB[Ass'y B]
    BE --> AB
    AA --> SP[製品]
    AB --> SP
  
```

- 情報伝達は本来、採掘、採取してから人間が利用できる状態にした最初の状態である原料・材料までさかのぼる
- 川下になればなるほど、データ容量は巨大化する
- 自社の一次取引先にしかデータを要求できないのが普通

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved

5

〇〇〇 一般社団法人産業環境管理協会 Japan Environmental Management Association for Industry

業界標準以外で顧客から実際に要求される例

- 個社のグリーン調達基準への適合を証明するための書類
 - 不使用証明書、不使用保証書、...
- 化学物質の分析による証明書
 - 分析メーカーによる分析証明書
- 個別会社仕様のExcel File
- 個別化学物質の調査要求
 - SVHCO次候補物質調査票、XXXX（物質名）調査票
- RoHS適合宣言書
- SDS、成分表など

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved

6

化学物質情報をどう集めるのか



- 調達先からデータを収集する場合は、自分の会社はどこまでを定常的に管理するのかは決める必要がある（製品含有化学物質管理基準の設定）
- どのような情報をもらうかも決める（chemSHERPA、IMDS、不使用証明書、etc）
- 自社の管理基準を一次取引先に説明をする
- 一次取引先にはその基準を二次以降の取引先でも同様に管理されていることを確認してもらう
→サプライチェーン管理
- 非定常的な対応する場合の対応方法も決める
→急な法律改正による調査、事件が発生した際の調査

答が返って来ない時どうするのか？



- 回答期限が近付いたら督促する
 - 忘れていた場合など回答が来る可能性もある
- 自分が技術部隊だった場合、購買部門にも督促を依頼する
- 相手先の担当者だけでなく上司にも依頼する
- RoHSの適合証明がこない→SDSや成分表下さいと言ってみる
- 上流に聞く必要があるが、答が返ってこないと言われる
→自社の名前を出すように調達先に言う
→より下流の顧客の名前を出すように言う
- 取りに行くという

製品化学物質の情報伝達においてよく受ける質問



- 半年に1回聞かれるSVHCをどうやってリバイスするの？
 - chemSHERPA、全材料部品聞き直してたら終わらないんだけど
 - 足された分だけ聞くのは独自になるので答えが返って来ない
- PFAS関係の規制がわけわからんし、PFAS数多すぎ？
 - PFASめっちゃ聞かれるんだけど、全部なんて調べられない
- POPs条約で附属書に入れらる可能性のある物質に対する事前調査が回ってくるんだけど？
- 各社のグリーン調達基準要求事項が微妙に違うけどどうすればいいの？

SVHC 半年に1回追加される問題

- 半年に1回聞かれるSVHCをどうやってリバイスするの？ 
 - chemSHERPA、全材料部品聞き直してたら終わらないんだけど
 - 足された分だけ聞くのは独自調査になるので答えが返って来ない
- 追加物質の自社へのリスクで判断しましょう 
 - 毎回聞いても大丈夫な調達先ばかりなら問題はない
 - Musk xyleneやNitrobenzeneが通常の成形品にはいることはない
 - 鉛はRoHSで調べてるはず
 - 自社で使う材料に関する知識を増やす
 - 自社の使用する材料・部品には含まれていないとして調査しない
 - リスクがあまり大きくない追加物質の調査の際、期限までに回答がない場合、含まれていないとみなすとして調査する
 - リスクがある物質については、対象部品は最後まで調査

PFAS全部なんか調べられない問題

- PFAS関係の規制がわけわからんし、PFAS数多すぎ？ 
 - PFASめっちゃ聞かれるんだけど、全部なんて調べられない
 - REACH制限物質への追加、米国 TSCA 第8条(a)(7)の報告記録、米国州法、、、訳わからん
- わかる範囲で調べましょう 
 - フッ素系化合物が確実に入っていないものを選別する（金属だけのものなど）
 - 調達先に調査する際に、無理強いをしない（通常の調査で分かる範囲で答えてもらう）
 - 規制内容を精査する（何に対して規制がかかっているか、除外はあるのか）

POPs条約の対象可能性物質事前調査問題

- POPs条約で附属書に入れらる可能性のある物質に対する事前調査が回ってくるんだけど？ 
 - 2025年のCOP12で附属書AになったMCCPs、LC-PFCAとその塩及び関連物質、かなり前から調査が来て大変
 - まだ規制まで時間があるはずなのに
- いやそう言われましても 
 - MCCPsは2021年6月にSVHC指定されている
 - 経産省は、MCCPsとLC-PFCAの調査依頼を2022年7月に工業会に指示している
 - 2024年にも調査：委託先：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

〇〇〇 一般社団法人産業環境管理協会 Japan Environmental Management Association for Industry

グリーン調達基準微妙に違う問題

- 各社のグリーン調達基準要求事項が微妙に違うけどどうすればいいの？
 - 今のところどうしようもない

2.1 部品・材料への適用範囲
ソニーグループおよびソニーグループが設計・製造を委託した者が調達する部品、材料、その他の物品を対象とする。これは、この技術標準に定める階層レベルを満たすことを必要とする。

対象部品・材料等

- ・ 半製品（機能ユニット、モジュール、ボード Assy 等の組立部品等）
- ・ 部品（電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、記録メディア）
- ・ ねじ
- ・ アクセサリー（リモートコンマンド、マウス、ACアダプター等、機器を使用するための付属品）
- ・ 製品に使用される副資材（接着テープ、はんだ材料、接着剤等）の構成材料等
- ・ 印刷物（取扱説明書、保証書、製品に関する追加情報等）
- ・ 補修用品（出荷済み製品の補修用品の一部については別途追加書に限り適用する）
- ・ 4.2.1「包装部品・材料の定義」に定義される包装部品・材料
- ・ 電池

2.2 部品、デバイス、材料等への適用範囲(パナソニックグループへ納入される部品、デバイス、材料等)

上記「2.1 製品への適用範囲」に示す製品に使用する部品、材料、その他の物品を対象とする。

- (1) 部品、材料(電気部品、機構部品、電気機構部品、半導体、プリント配線基板、外装部品、パナソニックグループ製品出荷用の包装材/包装部品を含む)
- (2) 機能ユニット/モジュール/ボード ASSY、等の組立て部品など
- (3) アクセサリー(リモコン、ACアダプタなど機器を使用するための付属品)
- (4) 副資材等の構成材料など(テープ、はんだ材料、接着剤等)
- (5) 取扱説明書、保証書、製品に同梱されるその他の印刷物
- (6) 補修用スペアパーツ(法規制により要求が異なる)
- (7) 販売促進用の部材(例: ラベル)
- (8) 部品、デバイス、材料等の納入者が輸送・保護に用いる包装材で、部品、デバイス、材料等に直接接触し、対象物質が移行・混入する恐れのある物は対象(部品、デバイス、材料等に直接接触しない物は、対象外)

東のS社、西のP社で適用範囲だけでもこれだけ違う

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved 13

〇〇〇 一般社団法人産業環境管理協会 Japan Environmental Management Association for Industry

EUのエコデザイン規制 (ESPR) について

- 従来のエコデザイン指令 (2009/125/EC) は、エネルギー消費に関連する製品へのエコデザイン要求の指令
- Circular Economy Action Plan (循環経済行動計画) により、より広範囲な製品にエコデザインが要求されるエコデザイン規則 (ESPR) (EU) 2024/1781が発効
 - 食品、飼料、医薬品、車両などは対象外
 - 実際の規定である委任細則はこれから決まる
 - 製品Gpに対してエコデザインフォーラムで、委任細則が決定される
 - デジタル・プロダクト・パスポート (DPP) に各種性能要件を入れる必要がある (長寿命化、循環性能、環境性能)
 - 最終製品だけでなく原材料もエコデザイン対象に含まれる
 - 懸念物質の情報開示が求められる

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved 14

EUのエコデザイン規制 (ESPR) について

- エコデザイン規則 (ESPR) に対応しようとするするとサプライチェーンで必要な情報は化学物質の情報だけではなく
 - 再生して利用できる循環性能に関する情報 
 - より長く使うための長寿命化の情報
 - カーボンフットプリントなどの環境情報
 - Etc...
- DPP (デジタル・プロダクト・パスポート) による各種情報提供の必要がある
- サプライチェーンの事業者全体に義務が課せられる
 - 製造事業者、輸入事業者はもちろんECサイトの事業者の義務も設けられる

次の情報伝達 CMP構想について

-  化学物質の情報伝達だけでなく、循環経済による資源などの情報伝達も必要とされてくる時代がやってくる
 - 今までのバケツリレー情報伝達の非効率性の解消
- 
- **CMP (Chemical and Circular Management Platform) 構想**
次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム
 - 製品化学物質、資源循環、情報とグローバル連携を目指す
 - 欧州のエコデザイン規則、デジタルプロダクトパスポート (DPP) で必要となる情報もカバーできる

〇〇〇 一般社団法人産業環境管理協会 Japan Environmental Management Association for Industry

次の情報伝達 CMP構想について

CMPとは Chemical and circular Management Platform
製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム

含有化学物質情報及び資源循環情報を川上から川下につなぐ情報伝達システムです。将来はあらゆる製品環境情報へ活用していきます。

【得られる効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
 - ✓ パッケージ型情報伝達から、CMPコンソーシアムによるサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報への展開

【現状の情報伝達】

【目指す情報伝達の姿】

CMP-TF ©2025 All Rights Reserved. 8

CMPコンソーシアムCMP説明資料より引用

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved. 17

17

〇〇〇 一般社団法人産業環境管理協会 Japan Environmental Management Association for Industry

次の情報伝達 CMP構想について

CMP構築に向けたスケジュール（案）

CY	2023			2024			2025			2026	2027
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9
活動主体	TF委員会			CMPタスクフォース			CMPコンソーシアム（仮称）				
CMP 開発計画	要件定義 ビジネス要件決定 システム要件定義			基本設計			システム開発 運用テスト			大規模実証	リリース/運用開始
CMP 海外展開							東南アジア 業務展開			東南アジア システム開発	システム開発
RMP 静置							(P)静置(S)WG			要件定義	システム開発

2025年4月現在

● 10月にCMPコンソーシアムが設立

- chemSHERPAのHPがCMPコンソーシアムのHPに
- 経済産業省からの予算でシステム開発中
- 来年度から実証、運用開始予定
- 各社少なからずシステム変更が必要（お金が、、、）

CMPコンソーシアムCMP説明資料より引用

CMP-TF ©2025 All Rights Reserved. 29

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved. 18

18

複雑、多数になる規制内容にどう対応するのか



- **正しい情報をいち早くつかんで**、自社におけるリスクを考えて、どの様に対応するか決定する
 - その規制と物質、自社にどの程度関係してるんですか？
 - CMPやESPR規則などの新しい動きにどう対処しますか？
- 化学物質の新たな調査が必要と判断した場合、**わかりやすく**調達先に伝える
(相手先も調査が必要なので、余裕をもって行う)
- **社内の管理体制を確立**しておく (情報伝達運用も含む!)
 - 文書や手続きはあるけど、運用がきちんとできていますか？

当協会 (JEMAI) をご利用ください



- **正しい情報をいち早くつかむ**
 - **CATCHER** (製品含有化学物質規制最新情報提供サービス) をご利用ください
 - 早く (営業日2~3日)、日本語で、お安い年会費で提供しています
- **社内の管理体制を確立、見直し**
 - 社内管理を立ち上げた実績のあるメンバーが皆さんをサポートします
 - Email: chemicals@jemai.or.jpにご一報を!

化学物質管理の相談は実績のある当協会へ！